

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

行政改革推進室

○ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の一部改正

監理課

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

循環型社会推進課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

指導監査課

○ 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

子ども家庭課

○ 都市計画の変更

都市計画課

（以上県例規集掲載）

【合同訓令】

○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正

危機管理課

○ 岡山県職員安全衛生管理規程の一部改正

人事課

【告示】

○ 岡山県知事が所轄する学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可の審査基準の一部改正

総務学事課

○ 岡山県知事が所轄する私立学校等の設置

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

<p>目次</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>目次</p>	<p>担当課(室)</p>
<p>○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可 【公 告】 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧 ○ 公共測量の終了 ○ " " ○ " " ○ " " ○ " " ○ " " ○ " " ○ 公共測量の測量期間の変更 【企 業 局】 ○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県局用自動車管理規程の一部改正 (以上県例規集登載) 【議 会】 ○ 岡山県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正 (県例規集登載) 【人事委員会】 ○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を</p>	<p>" 経営支援課 耕地課 監理課 " " " " " " " " " " 総務企画課 " " 総務課 人事委員会</p>	<p>改正する規則 ○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載)</p>	<p>" " "</p>

◎岡山県規則第三十号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則
岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「医療推進課」を「医療政策課 地域医療推進課」に改める。

第十五条の表中「人事班 給与班 評価班」を「人材育成班 人事班 給与班」に、「空港班」を「空港班 機能強化班」に、「海外渡航班」を「多文化共生班 海外渡航班」に、

「医療推進課 医事班 地域医療体制整備班 医師・看護人材確保対策班」

を

「医療政策課 企画班 医事班 医師確保班 看護人材等確保班
地域医療推進課 推進班 救急・災害医療班 精神保健福祉班」

に、「健康づくり班」を「健康企画班 健康づくり班」に改め、「精神保健福祉班」を削り、「介護保険推進班」を「介護保険推進班 地域包括支援班」に改める。

第十八条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 職員の定数の管理に関する事。

六 職制に関する事。

第十八条中第九号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 特別職報酬等審議会に関する事。

九 職員の公務災害補償に関する事。

第十八条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 地方公務員災害補償基金岡山県支部に関する事。

十一 公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関する事。

第十八条に次の一号を加える。

十八 その他他人事に関する事。

第二十五条の四に次の一号を加える。

七 岡山空港の機能強化に関する事。

第二十五条の五第一号中「多文化共生」を削り、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 多文化共生に関する事。

第二十八条（見出しを含む。）中「医療推進課」を「医療政策課」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十号中「保健医療計画」を「地域医療構想及び保健医療計画」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「医療療養病床転換支援等」を「病床

転換支援等」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域医療推進課の事務)

第二十八条の二 地域医療推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療その他地域医療の整備に関すること。
 - 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
 - 三 精神保健福祉センターに関すること。
 - 四 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに関すること。
 - 五 精神保健福祉審議会及び精神医療審査会に関すること。
- 第二十九条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「精神保健福祉センター及び」を削り、同号を同条第十三号とし、同条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十四号とし、第十八号を第十五号とする。

第四十条の二第五号中「下請中小企業」を「受託中小企業」に改める。

第四十一条に次の一号を加える。

八 森の芸術祭に関すること。

第五十三条の二中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「対策」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号中「コスト縮減」を「技術指導」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 公共工事の品質確保の促進に関すること。

第六十一条第十七号中「建替え及び」を「再生及び」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「除去」を「除去等」に、「容積率」を「容積率又は各部分の高さ」に改める。

第六十一条の三第十号中「建替え」を「再生」に改める。

第六十七条の三の次に次の一条を加える。

(女性・若者還流定着対策監)

第六十七条の四 総合政策局に、女性・若者還流定着対策監を置く。

2 女性・若者還流定着対策監は、上司の命を受け、女性及び若者の還流定着に係る総合調整に関する事務を掌理する。

第六十八条の六の見出し及び同条第一項中「感染症対策監」を「保健医療政策企画監」に改め、同条第二項中「感染症対策監」を「保健医療政策企画監」に、「感染症対策、疾病対策、生活衛生及び医薬安全」を「地域医療提供体制の確保に向けた医療政策に係る企画立案等」に改める。

第六十九条の次に次の五条を加える。

(空港機能強化担当課長)

第六十九条の二 県民生活部に、空港機能強化担当課長を置く。

2 空港機能強化担当課長は、上司の命を受け、岡山空港の機能強化に関する事務を掌理する。

(おかやまマラソン担当課長)

第六十九条の三 環境文化部に、おかやまマラソン担当課長を置く。

2 おかやまマラソン担当課長は、上司の命を受け、おかやまマラソンに関する事務を

掌理する。

(森の芸術祭担当課長)

第六十九条の四 産業労働部に、森の芸術祭担当課長を置く。

2 森の芸術祭担当課長は、上司の命を受け、森の芸術祭に関する事務を掌理する。

(職員厚生担当課長)

第六十九条の五 人事課に、職員厚生担当課長を置く。

2 職員厚生担当課長は、上司の命を受け、第十八条第九号から第十八号までに掲げる事務を掌理する。

(国保・医療保険担当課長)

第六十九条の六 長寿社会課に、国保・医療保険担当課長を置く。

2 国保・医療保険担当課長は、上司の命を受け、第三十三条第七号から第九号(岡山県介護保険審査会に関するものを除く。)までに掲げる事務を掌理する。
第七十条の二を第七十条の三とし、第七十条の次に次の一条を加える。

(企画調整幹)

第七十条の二 必要があるときは、部、課又は室に、企画調整幹を置く。

2 企画調整幹は、上司の命を受け、部、課又は室の重要事項に関する事務のうち、特別な知識及び経験を必要とする企画、調整等に関する事務を処理する。

第二百二十六条の表中「医療推進課」を「医療政策課」に、「健康推進課」を「地域医療推進課」に改める。

第二百三十条の表備前県民局の項中「第二班 建築指導班」を「第二班 第三班 建築指導班」に改め、同表備中県民局の項中

	倉敷駅高架事業推進班	
	河川災害対策班	
を		
に、	倉敷駅高架事業推進班	
を		
に改める。		

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十一号

岡山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県消費生活条例施行規則（平成十七年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項を次のように改める。

2 知事は、公表に係る事業者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、公示の方法によつて行うことができる。

第二十六条に次の二項を加える。

3 前項の公示の方法による通知は、公表に係る事業者の氏名又は名称、意見書の提出期限及び提出先（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）並びに知事が様式第十七号又は様式第十八号による通知書をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を県庁前の掲示場に掲示し、又は公示事項を県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から十四日を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 前項の方法については、岡山県行政手続条例施行規則（平成八年岡山県規則第十九号）第三条の規定を準用する。

第二十七条第一項中「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

◎岡山県規則第三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の検査は、情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

第八条に次の一項を加える。

2 前項の検査は、情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

第二十条の二第一項中「以下この条において「届出台帳」という。」を削り、「をしようとする者は、指定区域台帳・廃棄物最終処分場届出台帳閲覧請求書を知事に提出しなければならぬ」を「は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第二十一条第十六号を削り、同条第十六号の二中「様式第十六号の二」を「様式第十六号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十六号の三中「様式第十六号の三」を「様式第十六号の二」に改め、同号を同条第十六号の二とする。

様式第十六号を削り、様式第十六号の二を様式第十六号とし、様式第十六号の三を様式第十六号の二とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十三号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和六十年岡山県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「により登録簿を閲覧に供する場所は、岡山県環境文化部循環型社会推進課内」を「による登録簿の閲覧は、インターネットの利用その他の方法により行うもの」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第十六条中「第五条第四項の浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書を除く。」を削る。

様式第十号を次のように改める。

様式第十号 第三條

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十四号

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則（平成二十三年岡山県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の場合において、公表に係る事業者等の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第八条の次に次の二項を加える。

3 前項の公示の方法による通知は、公表に係る事業者等の氏名又は名称、意見書の提出期限及び提出先（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）並びに知事が第一項の規定による通知に係る書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を県庁前の掲示場に掲示し、又は公示事項を県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から十四日を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 前項の方法については、岡山県行政手続条例施行規則（平成八年岡山県規則第十九号）第三条の規定を準用する。

第九条第一項中「同条第二項」を「同条第三項後段」に改める。

第十四条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

岡山県訓令
 ◎岡山県企業訓令 第一号
 岡山県教育委員会訓令
 岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程
 昭和五十七年 岡山県訓令 第二号
 岡山県教育委員会訓令 第二号
 岡山県警察訓令
 の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

第十三条中「(昭和二十二年法律第百十八号)」を削る。

別表第一中

医療推進班	医療推進課長	医療推進課員
-------	--------	--------

を

医療政策班	医療政策課長	医療政策課員
地域医療推進班	地域医療推進課長	地域医療推進課員

に改める。

別表第二中「及び県庁分庁舎」を「県庁分庁舎及び県庁小橋町庁舎」に、

- 1 災害時における環境文化部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 環境文化部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 災害時における放射性物質の漏えい等に対する応急措置に関すること。
- 4 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの連絡調整に関すること。
- 5 関係省庁の視察対応に関すること(環境文化部が所管するものに限る)。

を

- 1 災害時における環境文化部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 環境文化部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 災害時における放射性物質の漏えい等に対する応急措置に関すること。
- 4 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの連絡調整に関すること。
- 5 広域火葬に関すること。

岡山県知事 伊原 隆
 岡山県公営企業管理者 片山 誠
 岡山県警察本部長 藤 陽
 岡山県警察本部長 藤 陽
 岡山県警察本部長 藤 陽

出先機 企業 警察 教育 本局 関係 一般

岡山県知事 伊原 隆
 岡山県公営企業管理者 片山 誠
 岡山県警察本部長 藤 陽
 岡山県警察本部長 藤 陽
 岡山県警察本部長 藤 陽

6 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（環境文化庁が所管するものに限る。）。

6 関係省庁の視察対応に関する事（環境文化庁が所管するものに限る。）。
7 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（環境文化庁が所管するものに限る。）。

に、

医療推進班	1 医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師及び業務調整員の救護派遣その他被災者の応急救護に関する事。 2 病院、診療所その他医療施設に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関する事。 3 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。
-------	---

を

医療政策班	1 看護師の派遣調整に関する事。 2 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。
地域医療推進班	1 医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師及び業務調整員の救護派遣その他被災者の応急救護に関する事。 2 病院、診療所その他医療施設に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関する事。 3 災害派遣精神医療チームの派遣調整に関する事。 4 精神科病院の被害状況の取りまとめに関する事。 5 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。

に、

1 歯科医師、栄養士及び精神科医療チームの派遣調整に関する事。
2 精神保健関係施設（他の班の所管に属するものを除く。）の被害状況の取りまとめに関する事。
3 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。

1 歯科医師、栄養士の派遣調整に関する事。
2 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。

に、「女性自立支援施設」を「保護施設」に、

1 勤労者福祉施設の被害状況の取りまとめに関する事。
2 高等技術専門校の被害状況の取りまとめに関する事。

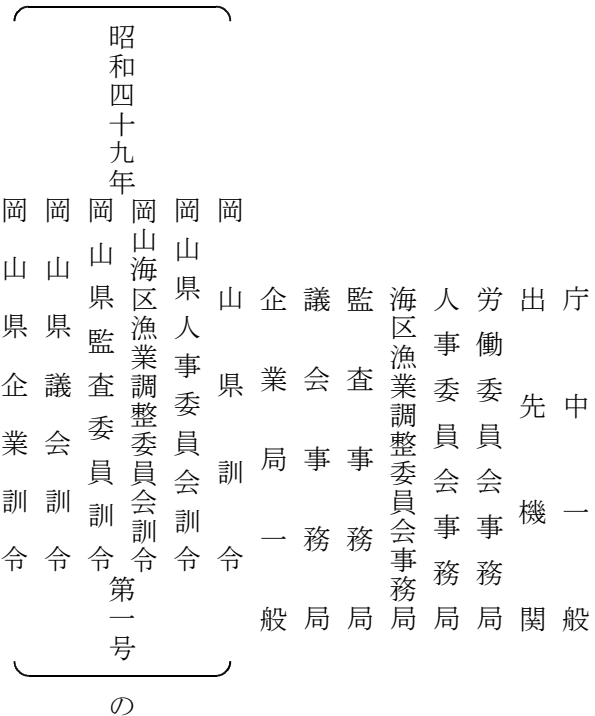
を

1 高等技術専門校の被害状況の取りまとめに関する事。

に、「農林金融」を「農業制度金融」に改める。

附 則
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

- 岡山県訓令
- 岡山県人事委員会訓令
- 岡山県監査委員訓令
- 岡山県企業訓令
- ◎岡山県監査委員訓令 第一号
- 岡山県監査委員訓令
- 岡山県企業訓令



一部を次のように改正する。
 令和八年三月三十一日

岡山県 知事 伊原木 隆太
 岡山県人事委員会委員長 安田 寛
 岡山海区漁業調整委員会会長 井本 瀧雄
 岡山県代表監査委員 榎尾 俊之
 岡山県議会議長 遠藤 康洋
 岡山県公営企業管理者 片山 誠一

第二条第二号中「若しくは議会」を「及び議会」に、「若しくは企業局」を「並びに企業局」に、「又は」を「並びに」に改める。

第七条の見出し中「安全衛生管理責任者」を「安全管理責任者」に改め、同条第一項中「を補助させるため、安全衛生管理責任者」を「のうち、安全に関するものを補助させるため、安全管理責任者」に改め、同条第二項中「安全衛生管理責任者」を「安全管理責任者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(衛生管理責任者)

第七条の二 総括安全衛生管理者の行う職務のうち、衛生に関するものを補助させるため、衛生管理責任者を置く。

2 前項の衛生管理責任者は、総務部人事課職員厚生担当課長の職にある者をもつて充てる。

第十条第二項並びに第十一条第一項及び第四項中「安全衛生管理責任者」を「安全管理責任者及び衛生管理責任者」に改める。

第十三条の二中「安全衛生管理責任者」を「安全管理責任者、衛生管理責任者及び県民局長その他の出先機関の長」に改め、「(知事の事務部局の各部、労働委員会、人事委員会、海区漁業調整委員会、監査委員及び議会の事務部局並びに企業局をいう。)」を削り、「出先機関に」の下に「それぞれ」を加える。

第十八条第一項第三号及び第二項、第十九条第一項ただし書、第二項及び第三項、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条、第二十五条並びに第二十六条第二項中「安全衛生管理責任者」を「衛生管理責任者」に改める。
様式第一号及び第三号中「~~安全衛生管理責任者~~」を「~~衛生管理責任者~~」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百十八号

岡山県知事が所轄する学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可の審査基準（平成十四年岡山県告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一の三中「設置」の下に「及び広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合」を加える。

附 則

この告示は、令和八年九月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百十九号

岡山県知事が所轄する私立学校等の設置等の認可の審査基準（平成十四年岡山県告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三を次のように改める。

第三 私立高等学校の学科又は課程の設置の認可

(一) 私立高等学校の学科又は課程の設置（通信制の課程の設置を除く。）の認可については、第一の四から七までの基準を準用する。ただし、収容定員の増加を伴わない学科の再編等に係る学科又は課程の設置の認可であつて、知事が適当と認めるものについては、第一の五並びに六の(一)及び(三)の基準は、適用しない。

(二) 通信制の課程の設置（通信制課程における学科の設置を含む。）、通信制の課程の収容定員の増加に係る学則の変更、広域の通信制課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合に係る学則の変更の認可については、第一の四から七までの基準を準用するとともに、別に定める基準により行う。第四の次に次に加える。

第五 認可申請の手続

(一) 私立学校の設置、私立専修学校等の設置及び私立高等学校の課程の設置に係る認可申請を行う学校法人は、開設予定年度の前々年度の十一月末日までに、総務部総務学事課へ事前に相談を行った上で設置計画書を提出するものとする。この場合において、岡山県私立学校審議会（法第八条第一項の規定により設置される岡山県私立学校審議会をいう。）は、当該設置計画書について、意見を述べることが出来る。

(二) 認可申請を行う学校法人は、(一)の意見を踏まえて、認可申請書を開設予定年度の前年度の五月末日までに知事に提出するものとする。

附 則

この告示は、令和八年九月一日から施行する。ただし、第四の次に第五を加える改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百五十号

岡山県知事が所轄する私立高等学校通信制課程の設置等の認可の審査基準を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県知事が所轄する私立高等学校通信制課程の設置等の認可の審査基準

岡山県知事が所轄する通信制の課程を置く私立高等学校（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する高等学校をいい、同法人が設置する中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の設置、私立高等学校の通信制の課程の設置（通信制の課程における学科の設置を含む。）、通信制の課程の収容定員に係る学則の変更及び通信制の課程に係る学則の変更（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。）の認可に係る審査については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）、高等学校通信制教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）その他の法令の規定によるほか、次に定める基準により行うものとする。

一 立地条件について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設等の教育にふさわしくない施設が実施校（高等学校通信制教育規程第三条第一項に規定する実施校をいう。以下同じ。）及び通信教育連携協力施設（同項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。）の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

二 名称について

（一） 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。

（二） 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

（三） 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。

三 規模について

（一） 実施校の収容定員は、生徒の教育環境及び教育の質を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込み及び実施校以外の当該教育区域における通信制課程の収容定員の状況に加え、実施校が用意をしている指導体制、施設、設備等を踏まえた適切な数であり、かつ、生徒の確保が十分可能なものであること。

（二） 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。

（三） 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

四 通信教育を行う区域について

（一） 通信教育を行う区域は、面接指導、試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。

（二） 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、実施校の設置者は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込み等を踏まえた当該都道府県の意向

五 在文書で確認し、その意向を反映しなければならないこと。
教職員組織について

(一) 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は専任で置くことが原則であるが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。また、実施校に置く教職員は、通信制課程において特色ある教育を行う上で他校の協力を求める場合など教育上必要と認められる場合は、他の学校の教職員と兼ねることができると。

(二) 実施校において編制する教育課程の実施に当たっては、必要な各教科の教員免許状を取得している教員が配置されていること。

(三) 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。

(四) その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。

(五) 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

(六) 養護教諭、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること。

(七) 教職員については、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）に基づく措置を講じるとともに、設置者が実施校と異なる学習等支援施設を設ける場合には、同法に基づく認定を受けた事業者であること。

六 施設及び設備について

(一) 実施校の施設及び設備は、長期的かつ安定的な教育を行う上で支障のないものであること。

(二) 実施校の校舎面積は、原則として千二百平方メートル以上とすること。

(三) 教室（普通教室、特別教室等をいう。）、図書室、保健室及び職員室を備え、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。

(四) 特別教室には、実施校の教育課程に規定される各教科・科目等の面接指導に必要な実験、実習等のための施設及び設備を備え、保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

七 通信教育連携協力施設について

(一) 通信教育連携協力施設

ア 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設（高等学校通信教育規程第三条第一項第一号に規定する面接指導等実施施設をいう。以下同じ。）と学習等支援施設（同項第二号に規定する学習等支援施設をいう。以下同じ。）を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員等の必要な事項を記載すること。

イ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設がウからカまで並びに(二)及び(三)の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。

ウ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定

められていないとき又は公表されていないときを除く。)を確認するとともに、当該基準を満たすこと。

エ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設との連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導及び支援を行うよう努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。

オ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項、パンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育及び通信教育連携協力施設が独自に行う活動の区別並びに当該教育及び活動に係る費用の区別について明記するとともに、生徒及びその保護者等に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

カ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設との連携協力について担当する教職員を実施校に配置し、定期的に当該通信教育連携協力施設を訪問するなど、適切な連携協力関係の確保に努めること。

(二) 面接指導等実施施設

ア 面接指導等実施施設は、添削指導、面接指導、試験、生徒の成績評価、単位認定等に係る業務を行う場合は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

イ 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とし、生徒の通学可能区域に本校がなく実施校の分校又は協力校を設けることができないなど特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設(学校教育法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。)その他の学校又は施設とすることができる。

ウ 面接指導等実施施設の指導体制、施設、設備等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導、試験等を適切に実施することができるものであること。

エ 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察、実験、実習、実技等を行う必要がある各教科・科目等の面接指導を行う場合には、当該面接指導に必要な施設、設備、運動場等を確保すること。

オ 面接指導等実施施設の施設及び設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。

(三) 学習等支援施設

ア 学習等支援施設は、生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附帯する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であり、添削指導、面接指導及び試験並びにこれらの評価に係るものについては実施できない。

イ 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。

ウ 実施校の設置者は、学習等支援施設との関係についてその役割の範囲を明確にし、実施校の教育活動と当該施設の活動が区別されるよう措置を講じること。

エ 学習等支援施設は、教育又は支援を適切に実施する上で定員等に応じた必要な施設及び設備を有し、かつ、教員又はサポートに必要な専門知識を有する者を配置していること。また、実施校の教職員が、施設を定期的に訪問するなど適切な協力及び連携が図られる体制を確保すること。また、必要に応じて実施校と連携してスクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを活用した教育又は

八 支援ができる体制の確保に努めること。
通信教育の方法等について

(一) 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）等に基づき、適切に実施すること。

(二) 実施校の設置者は、次に掲げる要件を満たす体制を整えること。
ア 添削指導、面接指導及び試験並びにこれらの評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が直接行うこと。特に面接指導等実施施設を設けて行う場合は、実施校の校長の監督の下で行うこと。

イ 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準を踏まえた十分な指導回数を確保すること。

ウ 添削指導に用いる課題については、知識及び技能のみならず、思考力、判断力、表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

エ 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導等実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この場合において、少人数で行うことを基本とし、四十人を超えてはならない。

オ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量及び質を確保して行うこと。

(三) 実施校の校長は、高等学校通信教育規程第四条の三各号に掲げる事項を記載した通信教育実施計画を作成し、生徒に対してあらかじめ明示するとともに、広く一般に公開すること。通信教育連携協力施設を設ける場合は、当該施設ごとに通信教育実施計画を作成すること。

九 入学者選抜の日程

実施校は、入学者選抜及びその結果の公表を、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる時期に行うよう配慮すること。

十 その他

(一) 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第十三条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する消防計画、学校保健安全法第五条に規定する学校保健計画、同法第二十七条に規定する学校安全計画、同法第二十九条第一項に規定する危険等発生時対処要領等の法令上作成することが義務付けられている計画等を作成すること。

(二) 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第十四条第一項に規定する情報の公表を行うこと。公表に当たっては、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法及び内容、授業料及び入学科等の費用その他の情報について、生徒及びその保護者等に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和八年九月一日から施行する。ただし、第五の(七)の規定については、令和八年十二月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後にされる通信制の課程を置く私立高等学校の

設置、私立高等学校の通信制の課程の設置又は学科の設置、通信制の課程の収容定員に係る学則の変更及び広域の通信制の課程に係る学則の変更の認可の申請（設置計画書の提出を含む。）に対する審査に適用し、同日前にされた通信制の課程を置く私立高等学校の設置等の認可の申請（設置計画書の提出を含む。）に対する審査については、適用しない。

3 この告示の施行の際現に設置され、又は認可の申請が行われている私立高等学校の通信制の課程について、実施校の設置者は、この告示に定める基準を参酌して適切な学校運営に努めるものとする。

◎岡山県告示第百五十一号

岡山県浄化槽水質管理実施要綱（昭和六十一年岡山県告示第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第二項中「補給」を「残量の点検又は補給」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信の技術を利用する装置等を用いて当該点検を実施することにより適正な維持管理の状態を確保できると認められる場合は、この限りでない。

第四条第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百五十二号

岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成九年岡山県告示第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表中「別表」を「別表（第七条関係）」に、「地方消費税額」を「地方消費税の額」に、「二億円」を「三億円」に、「八千万円」を「一億二千万円」に、「四千万円」を「六千万円」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

附 則

この告示は、令和八年六月一日から施行し、この告示による改正後の岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の規定は、同日から令和十年五月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

◎岡山県告示第百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

津山市立養護老人ホームときわ園

2 所在地

津山市井口一〇〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 所在地

津山市津山口三〇六

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年三月十六日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二〇四

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第百五十四号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において準用する同法第六条第一項の規定により、次の地方卸売市場の業務規程の変更を認定した。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

開設者の名称及び住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置及び取扱品目
山一水産株式会社 津山市戸島九二一番地の五	津山地方卸売市場	津山市戸島九二一番地の五 生鮮水産物、加工品
津山中央青果株式会社 津山市津山口二六二番地の一二	津山食品地方卸売市場	津山市津山口二六二番地の一二 青果、花き、その他
備前市場株式会社 備前市香登本四五四番地の一	備前地方卸売市場	備前市香登本四五四番地の一 青果、食料品
株式会社笠岡魚市場 笠岡市笠岡二三六九番地の三六	地方卸売市場笠岡魚市場	笠岡市笠岡二三六九番地の三六 水産物
株式会社マルキ寄島魚市場 浅口市寄島町三九八三番地の一〇	地方卸売市場マルキ寄島魚市場	浅口市寄島町一三〇〇三番地の三八 水産物

◎岡山県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白尾塩生線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市児島柳田町字里ノ下二一八番一 地先から	倉敷市児島柳田町字里ノ下二一八番一 地先から	新	五・七 八・五	六七・六
倉敷市児島柳田町字里ノ下二一五番三 地先まで	倉敷市児島柳田町字里ノ下二一五番三 地先まで	旧	三・九 六・九	六七・六

令和8年3月31日 岡山県公報 第12790号

◎岡山県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	白尾塩生線	倉敷市児島柳田町字里ノ下一一八番一地从 倉敷市児島柳田町字里ノ下一一五番三地从 まで	令和八年三月三十一日
県道	六条院東里庄線	浅口郡里庄町大字新庄字金堂三七六五番一地从 先から 浅口郡里庄町大字新庄字干瓜四五〇四番一地从 先を経て 浅口郡里庄町大字新庄字鍋ヶ迫四八〇一番一地从 先を経て 浅口郡里庄町大字新庄字太治郎開地五三三八番一地从 先まで	
県道	六条院東里庄線	浅口郡里庄町大字新庄字味噌ヶ谷三五四七番 七地从 先から 浅口郡里庄町大字新庄字狐岩三三一〇番一地从 先まで	

◎岡山県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

岡山県南広域都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部建設課及び早島町都市整備部建設課

◎岡山県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

津山広域都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課、津山市建設部都市計画課、鏡野町まちづくり課及び勝央町産業建設部

◎岡山県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

笠岡都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び笠岡市建設部都市計画課

◎岡山県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により井原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

井原都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

井原都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び井原市建設経済部都市施設課

◎岡山県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高梁都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

高梁都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

高梁都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市土木部都市整備課

◎岡山県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により新見都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

新見都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

新見都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び新見市建設部都市整備課

◎岡山県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により備前都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

備前都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

備前都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び備前市建設部都市計画課

◎岡山県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により真庭都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

真庭都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

真庭都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部まちづくり推進課

◎岡山県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により湯原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

湯原都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

湯原都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部まちづくり推進課

◎岡山県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により美作都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

美作都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

美作都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び美作市都市整備部都市住宅課

◎岡山県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により浅口広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

浅口広域都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町まち整備課

◎岡山県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により和気都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

和気都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

和気都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び和気町産業建設部都市建設課

◎岡山県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

矢掛都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び矢掛町建設課

◎岡山県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

吉備高原都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び吉備中央町吉備高原都市事務所企画課

◎岡山県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、津山広域都市計画下水道事業勝央町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝央町	施行者の 名称
津山広域都市計画下 水道事業勝央町公共 下水道	事業の種類及び名称
昭和三十二年三月十一 日から 令和十三年三月三十一 日まで	事業施行期間
収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし	事業地

〔一一九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ山陽 エディオン山陽店
所在地 赤磐市下市二七七―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 代表理事 田中 照周

(2) 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社AKF

住所 赤磐市下市二七七―一

代表者の氏名 代表取締役 岡崎 寛明

ほか 二者（届出書別紙に記載のとおり）

(変更後) 名称 おるはび製ばん所

住所 総社市小寺一九四三

代表者の氏名 岩城 宏実

ほか 二者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和六年十月三十一日ほか

二 届出年月日

令和八年三月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年三月三十一日から同年七月三十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔二二〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備女男池地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備女男池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和八年三月三十一日から同年四月二十一日まで

三 縦覧の場所

倉敷市真備支所

〔二二一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区西崎本町、葵町、関西町、岩井、谷万成、万成東町及び津島京町地内
測量の種類	公共測量（基準点測量、水準測量及び現地測量）
終了年月日	令和八年三月十二日

〔一二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市全域	測量区域
公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）	測量の種類
令和八年三月十六日	終了年月日

〔一二三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡奈義町上町 川地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年二月二十七日	終了年月日

〔一二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区御津中 牧及び御津野々口 地内
測量の種類	公共測量（UAVレーザ測量）
終了年月日	令和八年三月十八日

〔一二五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町妹地 内	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和八年三月二十三日	終了年月日

〔一二六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市矢部地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年十二月二十六日	終了年月日

〔一二七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 岡山市東区檜原地	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年三月十六日	終了年月日

〔一二八〕倉敷市長から令和七年十二月十六日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）
において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があった。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

変更前

令和七年十一月二十六日から令和八年三月十三日まで

変更後

令和七年十一月二十六日から令和八年六月十五日まで

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。
 第三条第一項の表中

課長（総務企画課長に限る。）	四種
室長 課長（総務企画課長を除く。）	五種

を

課長	四種
室長	五種

に改める。

第五条第二項中「総務企画課長」の下に「施設課長」を加える。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県企業訓令第一号

企業局一般

岡山県局用自動車管理規程（昭和五十年岡山県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

第二条第一号中「。以下「法」という。」を削り、「規定する自動車」の下に「(同条第六項に規定する道路以外の場所のみにおいて運行するものを除く。)」を加え、「県が所有するもの及び県が使用のため借用しているものうち、企業局(以下「局」という。)の管理に属する」を「企業局(以下「局」という。)が所有するもの及び局が使用のため借り受けている」に改め、同条第四号中「第二号に掲げる」及び「前号に掲げる」を削り、同条第五号中「前号に掲げる」を削る。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、当該自動車配置されている所属所において行うことが適切でないと認められる場合は、この限りではない。

第四条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(供用管理者の職務)

第四条の二 供用管理者は、職員の安全運転教育その他関係事務の責任者として、これを指導監督するほか、局用自動車の管理、第六条第五項に規定する整備管理者等の指導監督、局用自動車の適正な整備、運行管理等の確保に努めるものとする。

第五条第一項中「すべき」を「しなければならない場合の」に、「前条第一項及び第二項」を「第四条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 安全運転管理者(前項の安全運転管理者を選任する必要がある場合にあつては、供用管理者)は、道路交通法第七十四条の三第二項に規定する安全運転管理者の業務を行わなければならない。

第五条第三項を削る。

第六条を次のように改める。

(整備管理者)

第六条 所属長は、道路運送車両法に基づきその選任が義務づけられた所属所において、局用自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十一条の四に規定する要件を備える者のうちから、必要な人数の整備管理者を任命する。

2 前項の整備管理者が管理する局用自動車の台数は、一人につき、おおむね二十台とする。

3 第一項の整備管理者を任命する必要がある所属所においては、供用管理者（複数の供用管理者を置く場合にあつては、整備を担当している供用管理者。次項において同じ。）が整備管理者の業務を行わなければならない。

4 所属長は、供用管理者が前項の業務を行うに当たり、その補助をする者を置くことができる。

5 所属長は、複数の整備管理者又は整備管理の業務を行う供用管理者若しくはその補助者（以下「整備管理者等」という。）を選任したときは、それぞれの整備管理者等の処理すべき業務の分担を明らかにしておかなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

(整備管理者等の業務)

第六条の二 整備管理者等が行う業務は、道路運送車両法施行規則第三十二条に規定するところによるものとする。

2 整備管理者等は、配置された局用自動車について、関係法令に基づく点検整備を計画的に実施し、その記録を適正に保存しなければならない。

3 総務企画課の整備管理者は、本局に配置された局用自動車の整備管理のほか、局事務所の整備管理者等の指導業務を行うものとする。

4 整備管理者等は、局用自動車ごとに修理台帳を整備し、修理内容を記録しておくなければならない。

第七条の二中「備えつけ、常に整理」を「管理」に改める。

第八条第一項中「二輪自動車及び原動機付自転車以外の」を削り、「備えた者」を「備えた職員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 所属長は、前項の職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に局用自動車を運転させる場合には、あらかじめ局用自動車の使用を認める用務の範囲及び労働災害時の補償方法を定め、当該職員に徹底した上で当該用務に限り局用自動車の使用を認めるものとする。

第八条に次の二項を加える。

3 総務企画課長は、必要があると認めるときは、派遣職員（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）第五十四条、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の八又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項の職員をいう。次項において同じ。）を第七条の二の運転者台帳に登録することができる。

4 所属長は、派遣職員に局用自動車を運転させる場合には、あらかじめ局用自動車の使用を認める用務の範囲を定め、当該派遣職員に徹底した上で当該用務に限り局用自動車の使用を認めるものとする。

第十条中「するとともに、運転職員認定証（様式第三号）を交付」を削る。

第十一条中「に規定する」を「第一項又は第三項の規定による」に改め、同条第一号中「の間に」を「間において」に改め、同条第二号中「運転技能が正常な運転に著しく」を「運転技能等の問題により、運転させることが」に改める。

第十二条第一項中「運転職員が第八条第一項各号」を「第八条第一項の規定により運転者台帳に登録した者が同項各号」に、「喪失したとき」を「喪失し、」に改め、同条第二項中「前項に定める」を「前二項に規定する」に、「運転職員」を「総務企画課長は、第八条第一項又は第三項の規定により運転者台帳に登録した者」に改め、「総務企画課長は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務企画課長は、第八条第三項の規定により運転者台帳に登録した者が前条各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消さなければならない。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除

第十五条第一項中「様式第五号」を「様式第三号」に改める。

第十七条を次のように改める。

（局用自動車の使用等）

第十七条 局用自動車の使用者（運転者及び同乗者をいう。以下同じ。）は、道路交通法その他関係法令及び各所属所で必要に応じて定めた内規等を遵守するとともに、事故防止に十分配慮し安全確保に努めなければならない。

- 2 局用自動車の使用者は、使用の前日までに局用自動車使用伺簿（様式第四号）により、本局にあつては総務企画課長の、局事務所にあつては総務課長（次条において「総務企画課長等」という。）の承認を受けなければならない。ただし、急用その他特別の理由がある場合は、この限りでない。
 - 3 運転責任者又は局用自動車を運転しようとする者は、一日一回、その運行の開始前において、日常点検表（様式第五号）により点検しなければならない。
 - 4 局用自動車の使用者は、前項の規定による点検の結果、当該自動車が道路運送車両法第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び第四十五条に規定する保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、速やかに当該自動車の点検整備を担当している整備管理者等に通報し、指示を受けなければならない。
 - 5 前項の規定により通報を受けた整備管理者等は、速やかに供用管理者等に通報するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 第十八条中「様式第六号」を「様式第四号」に改める。
第十九条を次のように改める。

（事故対応等）

- 第十九条** 局用自動車の使用者は、その使用中に交通事故が発生したときは、負傷者の救護、道路における危険の防止措置、警察への通報等必要な応急措置を行うとともに、速やかに上司等に報告し、指示を受けなければならない。
- 2 事故当事者となった運転者の所属長は、局用自動車について事故が発生したときは、速やかに報告書（様式第六号）を公営企業管理者に提出しなければならない。
 - 3 局用自動車に係る事故の処理は、総務企画課において行う。
様式第一号中「~~第10条~~」の次に「~~第12条~~」を加え、様式第三号及び様式第四号を削り、様式第五号を様式第三号とし、様式第六号を様式第四号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

令和8年3月31日 岡山県公報 第12790号

様式第5号 (第17条関係)

日常点検表	点検箇所	ブレーキ			タイヤ	バッテリー	原動機					灯火装置	方向指示器	ウインド・ウオッシュャ	ワイパー	エア・ブレーキ		エア・タンク	認められた箇所 運行において異常が	点検者（運転責任者又は整備管理に関する業務を行う者）印	整備管理者又は整備管理に関する業務を行う者検印				
	点検内容	ペダルの踏みしろ	きき具合は十分か	ブレーキ・オイルの液量	駐車ブレーキ・レバークの引きしろ	空気圧	亀裂・損傷・異常な摩耗	溝の深さは十分か※	液量は適当か※	冷却水量※	合及び損傷 ファン・ベルトの張り具合※	エンジン・オイルの量※	原動機のかかり具合及び異音※	低速及び加速の状態※	点灯具合、汚れ及び損傷	点滅具合、汚れ及び損傷	ウオッシュャの液量、噴射状態※	ワイパーの払拭状態※	空気圧力の上がり具合△	ブレーキ・バルブからの排気音△	エア・タンクに凝水がないか△	当該箇所に異常がないか			
点検結果	月・日																								
	・																								
	・																								
	・																								
	・																								
	・																								
	・																								
	・																								

(注) ※印は、第17条第3項の規定により点検する場合においても、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
△印は、エア・ブレーキ車以外不要である。

様式第七号を様式第六号とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の岡山県局用自動車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県議会告示第三号

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年岡山県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

岡山県議会議長 遠藤康洋

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二条第一項の規定する被保険者番号等」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十九号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長

安田

寛

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

政策推進監

政策推進監

を

政策推進監
女性・若者還流定着対策
監

に、「感染症対策監」を「保健医療政策企画監」に、

課長（主管課の課長及び
行政職給料表の七級の職
に限る。）

を

課長（主管課の課長及び
行政職給料表の七級の職
に限る。）
おかやまマラソン担当課
長

に、

課長
室長
労働委員会事務局次長

五種

を

課長
職員厚生担当課長
空港機能強化担当課長
国保・医療保険担当課長
森の芸術祭担当課長
室長

五種

に、

労働委員会事務局次長

六種

岡南飛行場
管理事務所

所長

六種

を

岡南飛行場
管理事務所

所長

五種

に、

所長	次長（研究職給料表の五級の職に限る。）
三種	六種

を

所長	次長（研究職給料表の五級の職に限る。）
四種	六種

に改め、同表人事委員会の項中「五種」

を「六種」に改め、同表教育委員会の項中

次長 企画調整監	部長
五種	八種

を

次長 企画調整監	部長
五種	八種

に改め、同表海区漁業調整委員会の項

中「三種」を「四種」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十号

「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

「管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「政策推進監」を「政策推進監 女性・若者還流定着対策監」に、「感染症対策監」を「保健医療政策企画監」に、「課長 室長」を「課長 職員厚生担当課長 空港機能強化担当課長 おかやまマラソン担当課長 国保・医療保険担当課長 森の芸術祭担当課長 室長」に、「人事課及び庁舎管理班」を「及び人事課」に、「法制班、人事班、評価班及び行政改革推進室」を「法制班、人材育成班、人事班、行政改革推進室及び庁舎管理班」に改め、「職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの」を削り、「地方創生推進室、評価班、行政改革推進室」を「地方創生推進室」に、「予算の事務を行う者並びに秘書課」を「予算の事務を行う者、職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの並びに秘書課」に、「地方創生推進室、人事班」を「人材育成班、人事班」に、「人事の事務を行うもの並びに」を「人事の事務を行うもの、職員厚生班に属する者で公務災害補償の事務を行うもの並びに秘書課、」に、「法制班、人事班、給与班、評価班」を「法制班、人材育成班、人事班、給与班」に、「主事」を「主事（職員厚生班に属する者で公務災害補償の事務を行うもの並びに）」に、「人事班及び給与班」を「人事班、給与班及び行政改革推進室」に改め、同部出先機関の項中「に限る。」を「人事の事務を行う者に限る。」に改め、同表教育委員会の部学校以外の教育機関の項中「次長 企画調整監」を「企画調整監 次長」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十一号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和八年三月三十一日 岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

副課長	五級
総括副参事	五級
困難な業務を所掌する副課長	六級
総括参事	六級

を

副課長 企画調整幹 総括副参事	五級
職員厚生担当課長 空港機能強化担当課長 国保・医療保険担当課長 森の芸術祭担当課長 困難な業務を所掌する副課長 総括参事	六級
おかやまマラソン担当課長	七級

に、

政策推進監

を

政策推進監 女性・若者還流定着対策監

に、

副部長	六級
-----	----

を

副部長 総括参事	六級
-------------	----

に、

総括参事	六級
次長	七級

を

「感染症対策監」を「保健医療政策企画監」に、

次長 総括参事	六級
------------	----

に改め、同表教育委員会の項中

部長	六級
次長 企画調整監	七級

を

部長 次長	六級
企画調整監	七級

に改め、同表人事委員会の項中「七級」

を「六級」に改め、同表海区漁業調整委員会の項中「八級」を「七級」に改める。
別表第一口の表警察の項中「交通事故分析官」を「分析官」に、

広報官	を	広報官	に改
		困難な業務を行う分析官	

める。
別表第一への表知事部局の項中

農林水産総合センター水産研究所	室長	三級
	副所長	四級
	特別企画専門員	

を

農林水産総合センター水産研究所	室長	三級
	副所長	四級

に

改める。
別表第一トの表知事部局の項中

保健医療統括監 保健医療福祉連携推進監	を	保健医療統括監	に改
------------------------	---	---------	----

める。

別表第一チの表知事部局の項中

困難な業務を所掌する課長 総括参事	六級
----------------------	----

を

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

総括副参事	五級
総括主幹	六級

総括副参事	五級
総括主幹	五級

特に困難な業務を所掌する課長	七級
困難な業務を所掌する課長	六級

に改める。

を

に、

に改める。

◎岡山県人事委員会規則第二十二号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号を次のように改める。

三 地方公共団体金融機構

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。